



ジフテリア・破傷風 (DT) 2期 予防接種のお知らせ

乳幼児期に実施したジフテリア・百日せき・破傷風 (DPT) またはジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ (DPT-IPV) 1期の追加接種です。体調の良い時に受けるようにしましょう。

対象年齢 = 11歳以上13歳未満 (標準接種年齢11歳)

11歳になった月の翌月末に予診票等を個人通知します

費用 = 無料 (対象年齢を超えた場合は有料)

※実施場所については、個人通知等でお知らせします。

1期を規定通り接種できていない人は、かかりつけ医と相談してください。

問合せ = 保健センター (☎ 58-3333)

令和4年度 モーニングセット検診 (集団) はじまります！

つながり4/15号でご案内しました、6月2日(木)・7日(火)・17日(金)のモーニングセット検診申込み締め切りは5月13日(金)(必着)です。

期限までに市ホームページ・ハガキ・さんて郡山窓口のいずれかで申込みください。

※電話・FAXでは受付しません。

今年度はいずれもさんて郡山で実施し、検診日ごとに申込み期間を設けています。受診についての注意事項や詳細については、つながり4/15号に掲載していますのでご確認ください。

問合せ = 保健センター (☎ 58-3333)

5月31日(火) は世界禁煙デー 5月31日から6月6日は禁煙週間です

～マナーからルールへ 受動喫煙を防止しましょう～

たばこをベランダで吸ったり、換気扇の下で吸っても、約45分間は吸った人の息からたばこの有害物質が出されると言われています。服や部屋のカーテンなどからも出ます。これも全て受動喫煙になります。

大和郡山市(妊娠届出・すこやか親子調査より)では、妊婦や乳児の約1/3が受動喫煙にさらされていることが分かりました。タバコの煙から避けられない子どもたちを周りの大人が守っていきましょう。

受動喫煙を防ぐために、健康増進法が一部改正され、令和2年4月から次のように変わりました。

1. 原則屋内禁煙

※所定の条件を満たせば喫煙所の設置が認められる、標識の掲示を義務化。

2. 20歳未満の人は喫煙エリアへ立ち入り禁止

自分の健康のため、周りの人の受動喫煙防止のために禁煙しませんか。

問合せ = 保健センター (☎ 58-3333)

狂犬病予防注射(集合) を行います

接種方法 = 3月末までに登録された犬(生後91日以上)について、4月下旬に狂犬病予防注射通知ハガキを送付しますので、切り取らずにハガキを持って、下記予防注射実施会場か動物病院で接種してください

※ハガキを持っていない場合は、飼い主の住所・名前・電話番号、犬の種類・生年月日(わからない時は飼い始めてからの年数)・毛色・性別・犬の名前を書いたメモを持参してください。

※飼い主の住所が市外の場合は、下記会場では注射を受けられませんのでご注意ください。

費用 = 3,400円

犬の登録 = 犬の登録(手数料1頭につき3,000円)と毎年1回の狂犬病予防注射は、法律で飼い主に義務づけられています

登録がお済みでない犬につきましては、環境政策課または予防注射会場で手続きをしてください

<狂犬病予防注射日程表>

日程	時間	場所
5/9 (月)	10:00 ~ 12:00	平和地区公民館
	13:00 ~ 14:00	治道地区公民館
5/10 (火)	10:00 ~ 12:00	昭和地区公民館
	13:00 ~ 15:00	家畜保健衛生所(筒井町)
5/11 (水)	10:00 ~ 12:00	中央公民館(三の丸会館)
	13:00 ~ 15:00	
5/12 (木)	10:00 ~ 12:00	総合公園施設(野球場)
	13:00 ~ 15:00	
5/13 (金)	10:00 ~ 12:00	片桐地区公民館
	13:00 ~ 14:00	西田中町ふれあいセンター
	14:30 ~ 15:30	

詳細・問合せ = 環境政策課 (内線 571・572)

焼却行為からの火災が 多発しています

奈良県広域消防組合管内では焼却行為からの火災が令和3年中に119件発生しています。空気が乾燥し、強風が吹く気象条件に加え、枯葉や枯草等に火が着きやすい状況が続くことから屋外での火の取り扱いには十分注意してください。

※例外を除き「野焼き」は法律で禁止されています。場合によっては警察に検挙されることもあります。

• 例外として焼却する場合であっても消火用具を焼却前に確実に準備してください。

• 乾燥注意報発表時、強風時は焼却行為をしない。

• 一度に多量の焼却は、延焼拡大の可能性があるので避けてください。

• 焼却行為中はその場を離れないでください。

• その場を離れるときは、火が完全に消えたことを確認してください。

• 焼却行為を実施する前には、必ず「火災とまぎらわしい煙又は火災を発生おそれのある行為の届出書」を消防署に提出してください。

問合せ = 奈良県広域消防組合 大和郡山消防署 (☎ 59-1289)